

## 一般社団法人スポーツクラブ東海表彰規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人スポーツクラブ東海（以下「本クラブ」という。）の発展に寄与し、本クラブの運営及び事業遂行に貢献した者に対して行う表彰について必要な事項を定めるものとする。

### (表彰の基準)

第2条 表彰は、本クラブ各競技部が推薦する本クラブの会員で、次に掲げる各号のいずれかに該当する者とする。ただし、いずれかの号で表彰した者は他の号では表彰しない。

- (1) 本クラブの役員又は本クラブ加盟団体の役員として通算して10年以上役職にあつて功績顕著な者
  - (2) 地域及び職場又は職域のスポーツ振興に功労のあつた者
  - (3) 愛知県大会以上の大会で優勝(団体競技では競技種目、個人競技では競技種別)した者及びその監督
  - (4) 愛知県大会以上の大会で新記録を樹立した者
  - (5) 東海市(愛知県を含む。)の代表選手として全国大会で3位までに表彰された者及び団体(親善競技大会は除く。)
  - (6) オリンピック・パラリンピック競技大会、世界選手権大会、アジア競技大会及び国民体育大会等に出場した者(親善競技大会は除く。)
  - (7) (3)から(6)までの規定に該当する選手の育成に直接功労のあつた者及び10年以上選手の育成に尽力した者
  - (8) (1)から(7)までの規定にかかわらず、特別に功労のあつた者
- 2 前項の規定にかかわらず、東海市教育委員会等が推薦する本クラブの会員以外の者で、同項第3号から第6号に該当する場合は、これを表彰することができる。
- 3 第1項第1号及び第2号の規定により表彰した者を、再度表彰するときは、前回の表彰から5年を経過していなければならない。
- 4 第1項第1号に規定する通算期間には、東海市体育協会及びスポーツクラブ東海の役員又は加盟団体の役員の在職年数を含むものとする。

(被表彰者の決定)

第3条 被表彰者の決定は様式1の推薦書にもとづき理事会において決定する。

(表彰の時期)

第4条 表彰は毎年1回これを行う。ただし、特別の事情があるときは随時これを行うことができる。

2 表彰の時期については、理事会において決定する。

(表彰の方法)

第5条 被表彰者には表彰状を授与し、記念品を贈呈する。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、理事会で定める。

附 則

この規程は、平成30年4月2日から施行する。